

# 定めようとする命令等及び根拠法令条項一覧表

別紙 1

## 【意見公募対象一覧】

意見募集対象	根拠規定
(1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案 (電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号））	電波法（昭和25年法律第131号）第28条、第29号、第38条、第38条の6第1項
(2) 無線電力伝送用構内無線局の条件を定める件（令和4年総務省告示第163号）の一部を改正する告示案	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第32条の8の3
(3) 特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件（平成元年郵政省告示第49号）の一部を改正する告示案	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の14
(4) 周波数割当計画（令和6年総務省告示第402号）の一部を変更する告示案	電波法（昭和25年法律第131号）第26条第1項
(5) 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案	電波法（昭和25年法律第131号）第7条第1項、行政手続法第5条第1項